

令和6年度事業計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

I 基本方針

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みを強化する。
- 2 適正・公平な税制実現のための的確な提言を行う。
- 3 地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みを強化する。
- 4 申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与する。
- 5 公益社団法人としての認知度の向上に努める。

II 主要な事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業（公1-1）

筑紫税務署管内の法人又は市民を対象に国政の健全な運営の確保に貢献することを目的に、税知識の普及を図るため、次の事業を行う。

- (1) 新設法人説明会
筑紫税務署管内に新たに設立された法人を対象に、国税及び地方税の基本的な税制の仕組みについて正しく理解してもらうことを目的として、年2回開催する。
- (2) 決算事務説明会
筑紫税務署管内の決算期を迎えた法人を対象に、適正な法人税等の申告が行われること及び電子申告（e-Tax）の普及を目的として、年4回開催する。
- (3) 改正税法説明会
筑紫税務署管内の法人を対象に、改正事項を周知することを目的として開催する。
- (4) 租税教室
小学校の6年生の児童を対象に、租税教育推進の観点から「租税」の意義、役割などについて考える機会を作り、税に関心をもってもらうことを目的として、青年部会が8校程度担当して開催する。
- (5) 「けんたくんと税を学ぼう in 太宰府」
筑紫税務署管内に所在する小学校高学年の児童を対象に、模擬納税体験を通して、見識ある納税者として主体的に税とのかかわりをもつ人を育成することを目的として青年部会が担当して開催する。
- (6) 租税教育ビデオ上映会
筑紫税務署管内に所在する各地区子供会等の行事を活用して、租税教育アニメーションビデオ上映会等を女性部会が担当して開催する。
- (7) ホームページ及び広報誌「ちくしほうじん通信」による税情報の提供
筑紫税務署管内の法人又は市民を対象に、税知識の普及を図ることを目的として、ホームページ及び広報誌「ちくしほうじん通信」に、時期に応じた適切な税に関する情報記事を掲載する。

2 納税意識の高揚を目的とする事業（公1-2）

筑紫税務署管内の法人又は市民を対象に、税制に対する正しい理解と納税者としての自覚を促すことを目的とし、税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、納税意識の高揚を図るため次の事業を行う。

- (1) 税に関する絵はがきの表彰
筑紫税務署管内に所在する小学校の6年生の児童を対象に、税に対する関心を高め納税者としての自覚を促すことを目的に、税に関する絵はがきを募集し、優秀作品については表彰を行い管内の展示施設に展示し、当会発行の広報誌に掲載する。
- (2) 高校生税の作文の表彰及び小学生ビデオ感想文の表彰
税に対する関心を高め納税者としての自覚を促すことを目的に、当会が所属する筑紫税務署管内税務連絡協議会が主催する当該事業の優秀作品を表彰し、感想文集を作成する。

3 税制の調査研究及び提言に関する事業（公1-3）

適正公平な税制の実現を目的に、的確な税制に関する提言を行うため、次の事業を行う。

(1) 税制に関するアンケート調査

筑紫税務署管内の法人及び個人事業主を対象に「税制に関するアンケート調査」を実施し、その結果を福岡五地区税制委員会において、税制に関する意見・要望事項を取りまとめる際の検討材料にし、一般社団法人福岡県法人会連合会を通じて、公益財団法人全国法人会総連合に上申している。

(2) 地方自治体及び地元国会議員等への税制改正に関する提言

公益財団法人全国法人会総連合が取りまとめた税制改正に関する提言を、筑紫税務署管内の地方自治体、地元国会議員等に対し要望活動を行う。

4 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業（公2）

地域企業の健全な発展に貢献することを目的に、中小企業単独では実施することが難しい人材育成や経営能力の向上を支援するため、次の事業を行う。

(1) 経営支援セミナー

筑紫税務署管内及び周辺地域に所在する法人及び個人事業主等を対象に、経営能力の向上を目的として、独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部及び福岡県よろず支援拠点等と連携して、中小企業の経営戦略、IT利用マーケティング、財務・会計等のセミナーを年10回程度開催する。

(2) 実務セミナー

筑紫税務署管内の法人及び個人事業者に勤める人及び就業希望者を対象に、人材育成及び社会人としての能力向上を目的として社員教育、簿記、ICT等セミナーを年10回程度開催する。

(3) 医師会部会研修

筑紫税務署管内の医療法人を対象に、医療業務をやっていく上で関係してくる諸法律の改正事項等を知ってもらうことを目的として開催する。

(4) 法律・経営・労務相談会

筑紫税務署管内の法人及び個人事業主等を対象に、企業経営の安定化を目的とした法律相談会、公庫融資相談会等を開催する。

(5) 福岡地区五法人会共催講演会

福岡地区の法人及び市民を対象に、公益社団法人福岡中部法人会、同福岡西部法人会、同博多法人会、同東福岡法人会と共催し講演会を開催する。

5 地域社会に貢献することを目的とする事業（公3）

多業種企業団体の特性と組織力を活用し、地域社会の一員として、その発展に寄与することを目的に、社会問題や環境問題等に対する社会的責任を果たすため、次の事業を行う。

(1) 地域美化清掃活動

地域社会貢献活動の一環として、那珂川市の各地域における河川や公園の清掃活動に「那珂川を美しくする会」の会員として参加する。

(2) 非営利団体への寄付

イ、筑紫税務署管内における公益的活動を行う非営利団体に対して、チャリティーゴルフ大会を開催し、チャリティー益金から活動資金の助成（物品の寄付行為）を行う。
ロ、中学校が取り組んでいる子どもたちの読書活動を支援するため、筑紫税務署管内の中学校（1年に1市の全中学校）に予算の範囲内で希望図書を贈呈する。

(3) 市民講習会

筑紫税務署管内の法人及び市民を対象に救命救急講習会及び安全運転講習会等を行う。

(4) 一般教養セミナー・講演会

筑紫税務署管内の法人及び市民を対象に医療健康セミナー、生涯学習、企業訪問、体験学習、施設見学、映画上映会、講演会等を行う。

(5) 使用電力の節減に対する取り組み

資源エネルギー庁の「企業、家庭とも一律15%の電力削減」の呼びかけに対して、女性部会が中心となって、チラシ「いちごプロジェクト」を筑紫税務署管内に所在する法人

に対して配付する等使用電力の削減に取り組む。

- (6) 寄付活動・災害に関する被災者支援・災害復興支援活動
災害等で被災された方々を支援するため寄付活動を行い、被災者支援及び災害復興支援活動に貢献する。

6 会員の福利厚生のための事業（収1）

会員の福利厚生制度の充実と経営の安定を目的として、次の事業を行う。

- (1) 簡易生命保険団体保険料払込制度の集金事務
団体扱いによる保険料の割引制度を利用し、集金事務を行う。
- (2) 貸倒保障制度の普及推進
一般社団法人福岡県法人会連合会の貸倒保障制度の普及推進を図る。
- (3) 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度の普及推進
独立行政法人中小企業基盤整備機構の小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度の普及推進を図る。

7 会員の交流を図るための事業（他1-1）

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 新春のつどい
1月に会員交流会を実施する。
- (2) 会員のつどい
9月に会員交流会を実施する。
- (3) チャリティーゴルフ大会
県連主催の法人会・大同マスターズチャリティー大会及び県連青年部会連絡協議会主催のゴルフ大会に参加し、参加者、部会委員の情報交換と親睦を図る。
- (4) 施設等見学会
部会等で貸切バス等による施設等の見学会を行う。
- (5) 公益財団法人全国法人会総連合の福利厚生制度の普及推進
イ、 経営者大型総合保障制度の普及推進
ロ、 ビジネスガードの普及推進
ハ、 がん保険制度、医療保険制度、WAYS等、介護保険制度等の普及推進

8 会員増強事業（他1-2）

会員の増強を図り、会の維持・発展を目的として次の事業を行う。

- (1) 会員増強キャンペーン
9月～12月を会員増強強化月間とし、会員勧奨用ツールを使って、重点的に会員勧奨を行う。
- (2) 会員特典の周知を図る。
高速道路料金後納制度・ETC（高速道路通行料金の後払い及び割引料金制度）及びビジネスゴールドカード（クレジットカードの法人契約版）の普及推進

9 その他この法人の目的達成に必要な事業

あらゆる機会を利用して「公益社団法人筑紫法人会」の認知度の向上に努める。